

質問回答書

令和8年4月23日

委託業務名 八戸市防災行政無線設備等更新業務委託
公告日 令和8年4月14日(火)
質問期限 令和8年4月21日(火) 午後5時
(令和8年4月21日に受付を終了した質問に対する回答)

質問番号	質問内容	回答
1	納税証明書について、公募型プロポーザル実施要領(9)参加表明書等の提出内では法人の場合「その3の3」が指定されていますが、参加申請書様式内参加申請書2添付書類では、(7) 国税及び地方税の納税証明書と記載があります。「その3の3」提出により、当条件は充足されるのでしょうか？それとも県税等の納税証明書も必要なのでしょうか？	「その3の3」については、国税である法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明となっております。そのため、地方税について未納の税額がないことの証明書(八戸市資産税課で交付)も必要となります。
2	防災行政無線の安定した維持・運用のため、当事業の受注業者が子局143箇所設備を入れ替えたタイミングからその子局(柱・基礎)・子局に付帯する一切の設備(既存スピーカー、配線・配管設備、電気通信設備・電気設備)の維持・管理・切り分け・保守を当事業の受注者が行わなくてはならない認識ですが相違ないでしょうか。	更新した防災行政無線の運用は令和9年4月1日を予定しており、それまでは現行の保守業者が維持管理保守を行うこととしております。ただし、本業務の実施に伴い設置、設定した機器等に起因する事象に係る復旧費用は提案者負担とします。
3	③見積書(引き渡し後10年のランニングコスト見積書)に含まれる・機器保守、点検費ですが、全子局(柱・基礎)・全子局に付帯する一切の設備(既存スピーカー、配線・配管設備、電気通信設備・電気設備)の正常性を確認する保守点検を全子局で年1回行うということでお間違いないでしょうか？また、防災行政無線の安定した維持・運用のためこの見積書には年24回の駆けつけ保守を含む認識ですが相違ないでしょうか？	・保守点検を全子局で年1回行う認識で間違いありません。 ・駆けつけ保守の定義について明確にいただいた上で、提案内容にふさわしいと考えられる保守の対象や回数を適切に見積もっていただきたいと考えております。
4	新たな同報系システムの安定した維持・運用のため、本整備業者が整備期間中に既設J-ALERT受信機の設定に手をつけた段階でそれ以降の既設J-ALERT受信機・回転灯の維持管理保守を引き継がなくてはならない認識ですが相違ないでしょうか？	令和9年3月31日までは現行の保守業者が維持管理保守を行うこととしております。ただし、本業務の実施に伴い設置、設定した機器等に起因する事象に係る復旧費用は提案者負担とします。

質問回答書

令和8年4月23日

委託業務名 八戸市防災行政無線設備等更新業務委託

公告日 令和8年4月14日(火)

質問期限 令和8年4月21日(火) 午後5時

(令和8年4月21日に受付を終了した質問に対する回答)

質問番号	質問内容	回答
5	子局設備・戸別受信機の入替え期間中は新・旧システムで別々の放送操作をすることになる認識ですが相違ないでしょうか?	お見込みのとおりです。
6	参加申請書について、添付書類が多数になると思われます。添付資料を両面印刷での提出は可能でしょうか? また、散逸しないよう A4-S フラットファイルに綴っての提出としてもよろしいでしょうか?	添付資料の両面印刷及び A4-S フラットファイルに綴っての提出で問題ありません。
7	音達範囲が不十分な子局は具体的にどれを指しますか?またその子局のスピーカーの既存の構成(スピーカー数・スピーカー名称・それぞれのW数・方位)、改善後の希望するスピーカー構成(スピーカー数・スピーカー名称・それぞれの数・方位)を教えてくださいませんか。	別紙のとおりです。
8	2027/3/31 に一般財団法人移動無線センター(MCA 団体)の保守が切れる MCA 無線機に対して、2029/5/31 までのサービス提供が見込まれる e+(イープラス)を組み合わせるシステム(親局・子局)の延命する提案は、早期に全体更新の検討が必要になる可能性があるため不可という認識ですが相違ないでしょうか?	お見込みのとおりです。